

長野県環境影響評価条例及び同施行規則（抄） <技術委員会関係>

○長野県環境影響評価条例（抄）

平成10年3月30日
長野県条例第12号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、事業者がその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

第2章 技術指針

（技術指針）

第4条

3 知事は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴かなければならない。

第3章 準備書の作成前の手続

第2節 方法書の作成等

（方法書についての知事の意見）

第11条 知事は、前条の意見書の写しの送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、方法書について長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。

第4章 準備書

（準備書についての知事の意見）

第20条 知事は、前条の意見書の写し及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類の送付を受けたときは、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、準備書について長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。

第8章 長野県環境影響評価技術委員会

（設置）

第33条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるため、長野県環境影響評価技術委員会（以下「技術委員会」という。）を設置する。

（組織）

第34条 技術委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(任期)

第35条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第36条 技術委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第37条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 技術委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 技術委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第38条 技術委員会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 技術委員会は、部会の決議をもって技術委員会の決議とすることができる。

6 第36条第3項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「技術委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第39条 技術委員会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第9章 環境影響評価法との関係

(知事が意見を述べる場合の手続)

第41条 知事は、法第10条第1項又は法第20条第1項の規定により意見を述べる場合には、技術委員会の意見を聴くものとする。

○長野県環境影響評価条例施行規則（抄）

平成10年6月25日

長野県規則第26号

第7章 技術委員会

(事業者等の出席)

第54条 委員長及び部会長は、事業者その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。